

第十六回国会 衆議院 經濟安定委員會 議 録 第六号

昭和二十八年六月三十日(火曜日)

午後三時六分開議

出席委員

委員長 佐伯 宗義君

理事 小笠 公昭君 理事 武田信之助君

理事 栗田 英男君 理事 阿部 五郎君

理事 菊川 忠雄君 理事 加藤常太郎君

秋山 利恭君 岸 信介君

迫水 久常君 高橋圓三郎君

西村 久之君 南 好雄君

神戶 眞君 白濱 仁吉君

園田 直君 石村 英雄君

木原津與志君 小林 進君

杉村沖治郎君 中村 時雄君

山本 勝市君

出席政府委員

總理府事務官(經濟審議院審議官) 今井田研二郎君

委員外の出席者

議員 綱島 正興君

議員 大橋 武夫君

議員 北 吟吉君

專門員 圓地與四松君

專門員 菅田清治郎君

六月二十九日

委員楠美省吾君辭任につき、その補

欠として白濱仁吉君が議長の指名で

委員に選任された。

同月三十日

委員内田信也君及び飛島田一雄君辭

任につき、その補欠として高橋圓三

郎君及び木原津與志君が議長の指名

で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

離島振興法案(綱島正興君外七十名提出、衆法第一号)

○佐伯委員長 これより會議を開きます。

本日は、まず離島振興法案を議題とし、質疑を継続いたします。杉村沖治郎君。

○杉村委員 この法案についてちよつとお伺いしたいのですが、第一条の「本土より隔絶せる離島」ということは、どういふ程度のことを言つておるか。この本土といふのは、北海道、本州、四国、九州をさしておるのだらうと思ふのですが、本土より隔絶せる離島といふのはどういふことを意味しておるのかを伺いたい。

それからこれと国土総合開発法との關係を伺つておきたいのですが、第三条の二項に、「国土総合開発法第七条の二項、又は第十条第四項に基く総合開発計画がある場合には、これと調和したものでなければならぬ。」

こういうことが書いてある。そしてこの国土総合開発法を見ますと、こういう特別な法律をつくらぬでも、この方の開発法で十分やれるように書いてあるのではありません。それであるのにもか

かわらず、これをつくるということになると、この調和するという場合にいては、これが国土総合開発法に対するところの特別法ということになるならば、そういう七条、十条のような場合

が起つたときには、この離島振興法案の方が国土総合開発法よりも優先するということになるのですが、そうい

うようなことも含んでおるのであるかどうかということをお願いしたい。

それから第五条に、「国土総合開発審議院に諮問するとともに、」云々とあつて、こういう法案をつくりまして

も、やはり国土総合開発審議院にかけなければならぬというようにも書いてあるのではありません。第六条におい

てもそうであるし、第八条においても見ますと、国土総合開発法第二条の二項に書いてありますように、国土総合

開発計画は全国総合開発計画、都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画とするといふこ

とになつておる。であるから、ここに離島振興法案といふのは、いづれ

も都府県に付属しておるこの島を含んでおるとすれば、都府県もこれに

ちやんと載つておる、さらにそれについて何か特定の考慮を要することが必

要であるとなれば、その第六項に「特定地域総合開発計画とは、都府県が内閣總理大臣の指定する区域について作

成する総合開発計画をいう。」といふことも書いてある。そういうわけで

ありますから、ほとんど国土総合開発の方で十分できると思ふけれども、な

おこつていふ法律が必要であるといふことを各党でおの／＼の人が提案されたのですが、まずこういう法律をつくらなければならぬといふ立法の理由、それから今申しましたように、こ

の国土開発法に対してこれがいふゆる特別な性質の法律になるのかどうか、こういうことを伺つておきたい。

○綱島正興君 ただいまお尋ねにあずかりました離島の意義からお答えを申し上げます。本法で離島と考へており

ますものは、一条にございます通り、本土より隔絶したる島といふことであり

ますが、本土とはもちろん北海道、本州、四国、九州をさしております。

この隔絶したるといふのは相当距離を持つといふ意味であります。これは単なる距離だけのことでなく、交通

上の不便がございました。地理的、社会的に考へてみて文化的にも隔絶して

おることを考へられる地域をさしては外海に所在するといふような意味を含

んでおることを御了承願ひればよろうと存じております。

それから国土開発法との關係、審議院との關係、いま一つはこれが特別法であるかといふ問題であります。

が、特別法でなくとも特殊指定の地域などから見れば大体全部国土開発法の中へ入るじやないかという御意見のよう

であります。なるほどそういう部面もあるに相違ございません。しかし

ながらそれだけのものをもつていたしましては――御承知の通りこの国土開

発法の從來からいへばいたしまして、急遽に經濟的利益を上げるといふことを主目的にいたしておるのであります

が、本法の目的といたしますところは必ずしも經濟的利益開發第一主義ではございせんので、そのほかに後進性を除くといふ一つの大きな社會的意義を持つておるわけでありまして。

それから国土開發審議院との關係はどうなるか、こういうお話であります。が、もちろん本法の立案の趣旨はいろ

いろ御意見があるようでございますけれども、大体において国土開發審議院で審議をしてもらつて、そしてこの

地域があるほど本法で擁護される特殊なる利益を持つてゐるから、本法としてこれを開發しなくちやならぬとい

ふものは、特に国土総合開發審議院でさうな地域を指定してもらう。そのために本法をつくつたものでございま

す。

○杉村委員 そうすると、今の法律の性質はどうなるのですか、特別法といふことになるのですか。こちらの法律の方

が優先になるのですか。こちらの法律の法だけでは足りないからといつて別

の法律をつくることとすれば、これが特別法となつて、こちらよりも優先するとい

ふことになるわけですね。そうすると第三条の「調和したものでなければ

ならぬ」といふ言葉は不要になつて来るでしよう。これよりも優先する法律であればこれと調和といふことは必

要なくなつて来ると思ふのであります。が、その辺今あなたのおつしやられた特別法であるといふことがはつきりす

れば、その必要はないように思われま

すが……

○大橋武夫君 非常に法律的な問題で

ありますので、便宜私の方からお答え

いたします。この国土開發法と離島振

興法とが一般法、特別法の關係にある

かどうかということですが、これはい

ろいろな意味において考へられると存

在すると思ふのであります。

第一類第十七号 經濟安定委員會議録第六号 昭和二十八年六月三十日

第一類第十七号

經濟安定委員會議録第六号

昭和二十八年六月三十日

第一類第十七号

じます。計画を立てるといふ意味におきましてはこれは一般法、特別法の關係にはないわけでございまして、両方並行的に適用があり得るわけであります。と申しますのは、ただいま御質問の中でも御指摘になりましたごとく、特定地域の開発のために特定地域として国土開発法によつて指定を受けておる地域がすでに離島の中にはございす。これらの離島につきましては開発計画を立てるにあたりましては、いろいろな問題がございまして、必ずしも離島振興法で規定いたしてありますような道路とか、港灣とか、漁港とか、そういうことばかりでなく、そのほかにもいろいろ計画をしなければならぬ面があるわけであります。この点につきましては、開発のための計画というもののはやはり総合的にしなければなりませんから、従つて国土開発法の見地から総合的に計画を立てる。その場合自然に離島振興法で規定してあります道路、港灣についても計画をあわせて立てて行かなければならぬという場合があるわけでございまして、従つてそういう意味におきまして離島についても国土開発法で計画を決定する場合は当然あり得るわけであります。しかしてこれら国土開発計画が決定された場合におきまして、なおその中のある種の計画を離島振興法によつてあらためて決定をする必要があるでございまして、それはどういふことかと申しますと、国土開発法において規定しておりまする国庫補助と違つた国庫補助率というものが離島振興法には規定してある。従つて離島振興法の規定による事業費に対する国庫補助をしますためには、国土開発法で指定された計画の中

にある事柄でも、あらためてこの法律による手続によつて計画として決定をしなければならぬことになるわけでございます。そういう意味におきまして、計画としては重複をして規定される場合があるのでございますから、いわゆる一般法、特別法の関係にならない場合があると存じます。但し国庫補助の率につきましては、これは決定があつた以上はこの法規による規定が優先的に適用されるわけでございますから、一般の道路、港灣の補助率と違ひまして、この法律の特別高率な国庫補助の適用がある、こういう意味におきましてはこの法律は特別法として優先する場合がある。そういう次第だと思ひます。

うちの、一部の離隔した島についてのこれは法律だ、こういうふうに解釈してゐるから、全体のものに對するよりも、特別の島に對するところの法律だ。だから特別の島に對してはこの法律の方がこつちより力があるというふうに解釈できるのでありますが、もうこれ以上のことは……。

○綱島正興君　その点については同感でございます。その地域においては優先いたすことは間違ひありません。ただ計画上调和を保つて行きたい。

○佐伯委員長　中村時雄君。

○中村(時)委員　ただいま国土總(合)開発法と、それから離島法案のいろ／＼錯綜した点がまだはつきりわからないのですけれども、全部の党派がこれを

はつきりさせておかないと、この法案は非常な問題になると思うのです。

○綱島正興君 この離島と申しますのは、先ほど簡単に申し上げました通り、大体外海にあること、この四つの島の外海にあること。それから、それじや江ノ島もそうじやないかというのじやなくて、相当の距離を有してある、こういうことが大体の目安であります。これをちやんとしておけというお話でありますが、それならばやはり積雪寒冷地帯でございますとか、あるいは湿地地帯でございますとか、いろいろそういうものが従来立法されて来ておりますが、大体ほどよく運営されておるのであります、そこは大体常識ある運営をしてもらう以外に

一つの規定が出て来るわけなんです。だからそれと同様に考えるならば、やはりここにおいてもその経済的な立地条件なりあるいは後進性の条件なり、そういうものが具体的にあるわけだろうと思うのです。そういうような具体的な条件が一つ一つ勘案されない限りにおいては、おそらく四国におきましても、たとえば瀬戸内海にいろ／＼な島がたくさんあります。これらにおきましても、文化の向上とか、ただ単なる後進性というならば、当然これに当てはまる島々はたくさんあります。またそういうふうに考えて行きましたときに、たとえば外海なら外海でけつこうです。そういう一つの本質的なものが法案というものには必要であろうと

○杉村委員 いま一つお聞きをしておきますが、先ほど綱島君のお説によりますと、この法案の第一条の「本土より隔絶せる」という本土は、北海道、本州、四国、九州とおっしゃられた。ところが国土開発法の国土はそればかりでなくして、日本の領土全部を包含しておると思うのであります。この離島振興法と国土総合開発法の国土の意味は違つて来ることになつて来ますが、そ

超越してやつてゐるという観点で一応やめます。けれどもただこの法の中心がどこにあるかという問題なんです。たとえばきつき申しましたようなことを聞いておりますと、離島という問題、離島というものの法の中心、その定義が必要だと思うのです。にもかかわらず、その離島がはつきりしていないとなれば、おそらくこの国土開発法よりも優先であると仮定すれば、おそらく

は……。もししいて言えば、例示的に鳥をあげるか、あるいは制限するかと
いうことでなければいかめでありまし
ようが、熱しないところで早急にこ
れをとりにめることは、あるいは本法
のために利益するものあり、不利益
するものありして、公平を失うおそれ
もございますので、勢いその点は精審
なる審議と相当なる調査を必要とする
と思いますから、動きのとれぬよう

思うのであります。そういうものがな
い限りにおいては、先ほど言つたよう
にその離島というものを、ただ単なる
そういう概念だけをもつて解決して行
くならば、おそらく地域給のようにお
れもおれもというような結果が必ず出
て来やせぬかということを私は心配し
て、しかも法案の本質からいつた問題
を取上げてみたわけです。その点に関
してよくお考え願いたいと思います。

う承つてよろしく申うございますか。

○綱島正興君 本法で申ししておりますのは「本土より」と申し出ております、ただいま申し上げましたように、四つの島をさして本土と申しておるのであります。なるほど国土という意味から申せば、離島もことごとく国土でございますが、国土のうちの本土より離れておる島という意味であります。

○杉村委員 それだから私はさつき言つたように、この国土のうちに包含してある島、そう思うから、その国土の

請が出て来ると思うのです。またそれだけの利益関係がこれに伴つておるわけですから、そういたしました場合に、離島と称するものの限界がはつきりしていないと、次から次とこれがかぶさりまして、おそらく今の地域給の問題のように、将来に禍根を残して行くはせぬか。少くともこれを提案する人は非常に無責任な提案の仕方をしてゐるのじやないか、このように思ひます。その離島と称するところの定義を

いう考えもいたしてあるわけでございます。大体を言えは、外海にあつて相當の距離を有してゐる。そうして非常な後進性を持つてゐることを御勘案願へば、大體確定ができると思へるわけでありませう。

○中村(時)委員　たとえば先ほどお話の寒冷地の問題とか、湿田、そういうような問題に關しましては、これは一つの地域性なりあるいは土地条件なり労働条件なり、経済条件なりそういう

と云ふことになりまふと、私の記憶すところでは、湿田の問題にしても、雪寒冷岸作地帯の問題にしても、いろいろな条件、雪が降つて、不便であつてどうというようなことは、別段そうたくさん書いてないようであります。雪もどれほど降るか、隣りの県とこことの県では降り方が何センチ違うというようなこともないようであります。やはりそこらは、法律の適用については特に審議会を設けてやるべきであり、

審議会があつて決定して参るわけでありませんが、審議委員はこの法案の適用の範囲が、受けるべき利益と、この法案が列記してある事情等からかんがみれば、おのずから明らかになる事柄と存するわけでありました。たとえばたゞいまお話の、瀬戸内海の中もどうかという事です、これは明らかに後進性を持つておる、そういうことが非常に基礎になつておるわけでありまして、一つも後進性のなきように見える、毎日行つたり来たりするし、小舟でも大舟でもどつちでも行けるようなところ、あるいはたゞいまのような便利な海上交通になりなす、陸地よりも行きよいというところ、これは、もとよりこれに入らぬと思ふのであります。そういうことを厳格に規定するということになりますれば、この法案でどう規定をするか。しかしながら委員の方で御意見がございまして、こうやればはつきりするのだという修正御意見があれば、まづ提案者は大体かやうなことをもつておよそ常識的に足るものなりと考へておるわけでありました。

○中村(時)委員 非常に認識不足なことをおつしやられるのですが、瀬戸内海におきましては非常に交通が便利じやないか。これは大きな認識不足であります。いつでもお供して、お教えすると言つては失礼であります、後進性のところがたくさんあるわけであり、そういう不認識な点はよく御認識願ひたいと思ひます。

続いて、今申しました国土開港法を見ますと、主として産業形態が取上げられておるわけですが、片方のこの離

島振興法案というのはどつちかという文化面、たとえば港灣の問題とか、あるいは交通の問題とか、電気の問題とか、そういう問題が、つづまつて行くこと中心になつておるのうに見受けられるわけでありました。そういう場合に、そういうふうな考へて行つた場合に、ただ単なる港灣とか電気とかというふうなことに限れば、今言つた離島のそういう条件が附帯条件になりますれば、たくさん島があるということに言つたわけでありました。だからその点に關しまして、ある程度の一つの目安目安といふものがあるはずで、たとえば積雪地にしても、先ほどおつしやつたやうな雪が一、二寸ということをやつておるのではなく、それは今までの作柄、作物の状況、その収穫、その土地の立地条件、こういうものがわかつておる。それとこれを混同してしまふかと思ふのであります。そういう点からいつて、あるいは今押し詰めて行つた港灣とか電気とかというやうなものにだん／＼集約されて来るだろうと思ふのであります。その場合の問題が、ほかの問題とも関連が出て来るから言つておるわけなんです。だからその点で何かいい方法がありますれば、ある大幅の限界をとつていただくなり、あるいは適格条件が整つたところの島であれば、やはりこれとともに包括されるというやうな事柄がはたしてあるかどうかをお聞きしておるわけでありました。

○綱島正興君 これは大体今御意見がありましたように、大まかにきめてしまつと、どうにも動きがとれず、あとから調べてみて外海と同様なものが出来来るかもしれないので、そういうことの意味もありまして、これは大体こつちの用意で、本土から隔絶されたいやうな意味は、外海にあるということとを立案者としては大体わらうといひておるということ、法の解釈上は必ずしも非常に厳格でなくともいいのではない、そういう考へ方を含んでおきますので、勢いそこは審議会の御意見にまかせて行こうという考へ方をいたしておるわけでありました。

○中村(時)委員 これは各派の提案です、原則的には賛成せざるを得ないやうな立場で、いろいろ具体的にはお尋ねしたいことがたくさんあるのですが、最後は一つお聞きしておきたいのは、外海といふことは出ておらないが、この法案の趣旨は、たとえば経済的の条件なりあるいは産業開港の問題なり、あるいは後進性の問題が中心になつておるわけですから、そういうところに大体当てはまる地域において、当然これも考慮の余地ありとして取上げることがあるかどうかということだけひとつお聞きしておきます。

○大橋武夫君 この法案の立案に際しまして、少くとも私も具体的に考慮した島々がございまして、それは伊豆七島であるとか、あるいは佐渡島、隠岐、対馬、壹岐、五島列島、屋久島、種子島、甌島、南西諸島、こういうやうな島が大体わ／＼の頭で離島といふことに考へついたわけでありました。しかしながら離島を定義するに際しましては、さきに綱島君から御説明いたしたように、抽象的な表現をもつて定

義をいたしております。その意味は、これらの島以外にも、これらの島のいろいろな条件から見て、準じて取扱わなければならぬ、また取扱うことが常識的である、こういうふうな考へられる島はまだあるんじゃないか、従つてそれが今具体的にどの島であるということを確認することは困難であります、しかし、この法案を施行するにあたりまして、審議会において調査、審議せられまして、これらと同様にこの法律の施行地域とするのが妥当だ、こつちお認めになるものがあつたとしたならば、それはやはりこれと同列に取上げていただく。こういう意味をもちまして、抽象的な表現をいたした次第でございます。

○杉村委員 離島といふことについて敷衍されたのでつこうですが、たゞ綱島君がさつき言われたやうな精神からいふと、三条の第二項は、国土総合開港法に對してこちらが優先するといふ解釈をとる以上は、ない方がいじやないかと思ひますが、いかがですか。

○大橋武夫君 実は離島振興法案の計画にいたしましては、この法案の内容によつて、港灣とかあるいは道路とか漁港といふふうになつております。従つてそれ以外に全体的に計画を立てることになりますと、やはり一般法によつてやつて行くといふことが適當ではなからうかと思ふのであります。現にこの離島だけが特定地域として指定されず、本土の一部が離島を包含して、国土開港法上の一つの特定地域となつておるものがございまして、たとえば大山、島根半島、隠岐といふやうな特定地域が現在指定されております。

これらはやはり隠岐だけで考えずに、国土開港法上の全体計画を立てるにあつては、大山なり島根半島なり、こつちの地域と総合的に計画を立てて行かなければならぬ。そういう広汎な地域について計画が立てられた場合に、その一部であります離島についてのみ特定のこの振興法による開港計画を立てる場合におきましては、自然その計画が全体計画と調和するといふことが根本的な要請になるわけであり、たゞけでありまして、何もこれがなければ運用できないということはないと思ひます。

○佐伯委員 栗田君。この法案が通つたときに、一番問題になるのは、第二条の国土総合開港審議会だと思ふのであります。この法案によると、内閣総理大臣は国土総合開港審議会の意見を聞いて、離島振興対策の実施地域を指定するとおるのですが、私はもつと審議会に、方針と申しますが、指針と申しますか、そういうものを親切に与えてやる方法はないかと思ふので、この点に關してどう考へておるのか。

○綱島正興君 この第二条の規定でございまして、実は立案者は非常に遠慮いたしまして、なるべく国土総合開港の線を強く請求することのないやうにいたしたので、委員の皆さんが相當な指針を与えるやうな規定を設けることが適當だと思へる。これは、むしろ立案者としてはありがたく考へておる次第であります。そういうことができませんれば、なおかつこうだと思ひます。

○栗田委員 この法案の通りである
と、かりに總理大臣が国土総合開発審
議会に諮問をいたしたとしても、国土総
合開発審議会には、どういふところを
実施地域にするかという指針がないわ
けであります。従つてこの場合には、
たとえば離島振興の指定を受けたとい
う関係のある県の知事は、あらかじめ
め審議会なり、内閣總理大臣にその計
画を出しておく。そして審議会が、あ
るいは審議会の中に特に離島関係の計
画を審議する特別の委員会が法令で
きますから、そこであらかじめそうい
う県から提出された離島振興計画を審
議して、最後に内閣總理大臣の決定を
願うというところの方が、法案としての
筋が通るし、また審議会としても便利
ではないかというように私は一案とし
て考へるのですが、この点に關して御
意見がありましたら承りたいと思いま
す。

○網島正興君 先ほど申しましたよう
に、この点は、何とかして通したいと
いうわけで非常に遠慮した点でござい
ますが、もし委員会できょうなお考へ
がございすれば、まことにけつこう
だと存じます。

○栗田委員 それからもう一つ、何し
る予算がどのくらいとれるかわかりま
せんが、相当同じ条件で実施地域に漏
れた島が出て来ると思うのです。幸い
にその実施地域に入つた島は、金もも
たえる、それから第九条によつて特別
の助成もあるというように、非常な恩
典があるわけでありまして、ところが
おのの島としては言ひ分があります
ので、なか／＼公平に実施地域を指定
するといふことは、なか／＼困難であ
る。ところが同じそういう条件のとい

ろで、たま／＼地域給じやないけれど
も、漏れたところは資金もない、また
特別の助成金の補助もないということ
で、私はたま／＼委員会を認めて、地
域に漏れても、この第九条の補助金の
交付あるいは補助金の交付ができなく
ても、必要な資金を融通し、またはあ
つせんをするという程度の道は講じて
やつた方がいいのではないかとこの
うに考へるのですが、その点何かこの
法案をつくるときに考へなかつたか。

○網島正興君 立案にあたりまして
は、先ほどから申し上げましたよう
に、大体主要なる島の目安を置いて考
へたのでありまして、必ずしもこの島
だけに限らなければならぬとは考へ
ておりませんが、あとから、たとえば
北海道の利尻、礼文、山口県の見島と
か、熊本県の天草島であるとか、いろ
いろな御意見が出て参りました。なる
ほどと承知いたしておるわけであり
ますが、一般に全部これ以外の島もこの
九条の利益を得なければならぬとい
うことになりまして、非常に財政
負担上のことから疑問がございする
で、島といふものが、全部そういう
うに利益を受ける機会がなければなら
ないといふようなことは、非常に私は
困難じやなからうか。そこで審議会に
おいて公正妥當なる線で考へてもら
う。そうしてその施設のうち最も急な
るものより先んじて漸次完備して行く
という線でもよいといふふう
に考へておる次第でございします。

○栗田委員 聞くところによりま
す、この経費は一箇年間に五億程度の
下交渉が大体できておるといふよう
なことで、この法案の効力を失うのが、
これは昭和三十三年の三月三十一日

すから、約十年ですが、大体この十年
で、五億として五十億であります。が、
十箇年間五十億で、第四條の離島振興
がどの程度御達成か、この辺の見通し
はどのようにお考へになつたか、あ
わせてお知らせを願ひたい。

○網島正興君 満足すべき金額では
ないものでありますけれども、ただいま
離島に對して、全国で大体二億足らず
をやつてあるようでありまして、現在
いろ／＼な設備をしておるようであり
ますから、それに五億を足せば、大体
それで十年間にはいゝゆる後進性をと
りもどせるようになりはしないか、基
礎条件が大体内地に近いようになり
はしないか、こういう見込みでやつた
わけでありまして、その際の標準とな
りますものは、先ほど申し上げました
五島の島に所屬する島を目当てにして
おりますので、その後だん／＼と考へ
ますと、多少考慮しなければならぬ
島もあるやうでございしますから、あ
るいはその地域の利益をもう少し減ら
して埋め合せするか、もしくは予算を
ふやしてでも、そこらことは一に
審議会にお願ひするよりほかないと考
へております。

○佐伯委員長 木原津與志君。

○木原委員 この法案の第八條、第九
條によりまして、計画が立てられ
て、でき上ればそれに対して予算の
義務づけをやらせるものと考へるの
でございしますが、近來立法で予算を義務
づける場合におきまして、往々にし
てその義務づけられた法律にかかわ
らず、實際上は大蔵省で予算が計上さ
れない、あるいは計上されても法の期待
するところより半分とか、三分の一と
かいふやうなことで終つてゐるのが実

情ではないかと考へるのでございま
す。そうなりますれば、この第八條に
よりますと、「国の財政の許す範囲内
において、これを予算に計上しなければ
ならない。」こういう規定の趣旨
でありまして、こういうたうな趣旨
では、はつきり何分の一が補助する
とか、あるいは計画の全部を国庫が負
担するといふやうなことを規定してあ
りまして、今日の財政の実情から
か、政府ではこれをそのまま計上をし
ないといふのが、実態のように思われ
ますが、こういうたうな財政の許す範囲
でといふことは、財政が許さぬか
ら、せつかくだけれども、予算に組め
ないといふやうな事態が起るのではな
いかと思ふ。そういうたうなことに
なれば、せつかくこの法律ができ上り
まして、実質上の効果は何にもなら
ぬのであります。この点について何
か立案者としては、これに對する考
えを持つておられますかどうか伺つて
おきたいと思ひます。

○網島正興君 もちろんこれに對して
財政が許してでも、許さぬでも、五億
円は年々必ずよこせといふやうなこと
も困難な規定でございしますし、勢い
やこれは財政の許す限りにおいてと
いふことで、大体これだけの補助はも
らわぬとやつて行けないという割合を
九條で示しているわけにございします
が、この二つは、一に離島といふもの
に對する國民の関心と申しますか、全
國民の經濟的、社会的地位の平等化に
對する國家の関心といふやうなものに
基いて支持されてやつて行くよりほか
は、結局はないことに相なりますの
で、この法律でどういふ方法で必ずや
るかといふことになりまして、必ずこ

れだけはやるという根拠は別にござい
ません。
○木原委員 そういう弱いものなら、
これはおそろくせつかく法律ができ
ても、予算措置をしてもらうことは、今
日の状態では困難じやないかと思ふ
であります。それだつたら、せつかく
離島の人たちがこの法律に大きな期待
をかけておつても、期待倒れに終つて
しまふのではないか、それを非常に心
配するのでございしますが、その点に
ついては立案者としてもなお法文上あ
るいは政治的に手を打てる方法があ
れば、格段な御処置をお願いしなければ
ならぬと思ふ。

それからこの法案の内容につきまし
て、本年六月二十五日全国離島民
大会におきましてこの法案を全幅的
に支持をしてゐるのだが、なお内容に
ついてもう少し足らぬところがある
ります。それについて農林漁業団
電力の施設を整備せんとするやうな
き、農山漁村の電氣導入促進法第五
條による補助制度とどういふ關係に
あるか、あるいはこれをこの法案の中
につけ加えるといふことは、この法律
と何かさしきわがあるんじやないかと
いふ点が第一点として危懼されてお
りますし、第二点として危懼されてお
りますのは、災害復旧の条項なんでは
、この法案の第九條の第二項の中に、特
に公共土木施設災害の復旧及び農林水
産業の施設災害復旧に關する規定を挿
入していただく、かた／＼相まつて、
災害復旧あるいは電力導入の点につ
いて非常に利便を受けられるのである
が、これを挿入することはできないの
かどうか、この点についての御見解は
いかがでしょうか。挿入しても別にこ

の法律をそこなうようなことにはならぬのじやないかと考えるのですが、その点について立案者の御意見を伺いた

○綱島正興君 実は豊山漁村の電気導入に関する特別措置を目的としましたものと同様な利益を離島に得せしめるといふことは、特に離島の港灣が、多く漁業基地に利用されることによつてその価値が増すのでありますし、電気がなければ、御承知の通り製氷ができま

○木原委員 終ります。

○迫水委員 この法案を見ますと、役所と役所との間、内閣総理大臣と都道府県知事との間の手続の規定がいろいろ、たくさん書いてありますが、ちよつと

○綱島正興君 提案者は、国会の御決定通りに従うのはもちろんでございます。

○木原委員 それでは入れてもさしつかえがないわけですね。かりにわれわれの方で修正するというようなことになる場合には、御異議はござい

○綱島正興君 提案者は、国会の御決定通りに従うのはもちろんでございます。

○木原委員 終ります。

誹むと、こんなことは必要がないような感じのするものもあります。こういう法律は経済審議院がいわゆる専門家でありますので、経済審議院の係の方から、この法案について、こういうところはいらないじやないかという御意見があつたら、一応承つておいたら、参考になるのではないかと思います。いかがですか。

○今井田政府委員 ただいま迫水委員からお尋ねのありました点に、簡単に私から意見を申し述べさせていただきます。これはぜひそうしなければならぬといふことかといふ問題ではないのでござい

○木原委員 それでは入れてもさしつかえがないわけですね。かりにわれわれの方で修正するというようなことになる場合には、御異議はござい

○綱島正興君 提案者は、国会の御決定通りに従うのはもちろんでございます。

○木原委員 終ります。

○迫水委員 この法案を見ますと、役所と役所との間、内閣総理大臣と都道府県知事との間の手続の規定がいろいろ、たくさん書いてありますが、ちよつと

○綱島正興君 提案者は、国会の御決定通りに従うのはもちろんでございます。

う煩瑣な手続ではなしに、経済審議院長官が意見を決定するというふうなくうちに、手続を簡単にしてあるのではありません。そういうふうな、計画の実施の面についても同じことがござい

○今井田政府委員 一例を申し上げますと第五条でございますが、これは一応削除いたしまして、そのかわりに、内閣総理大臣は、第三第一項の規定

○木原委員 終ります。

○綱島正興君 提案者は、国会の御決定通りに従うのはもちろんでございます。

○木原委員 終ります。

○迫水委員 この法案を見ますと、役所と役所との間、内閣総理大臣と都道府県知事との間の手続の規定がいろいろ、たくさん書いてありますが、ちよつと

○綱島正興君 提案者は、国会の御決定通りに従うのはもちろんでございます。

それから第六条の計画の決定につきましても、これは字句だけの問題かもしれませぬけれども、もう少し整理した方がよいのではなからうかというふうな点もござい

○今井田政府委員 承知いたしました。

○木原委員 終ります。

○綱島正興君 提案者は、国会の御決定通りに従うのはもちろんでございます。

○木原委員 終ります。

○迫水委員 この法案を見ますと、役所と役所との間、内閣総理大臣と都道府県知事との間の手続の規定がいろいろ、たくさん書いてありますが、ちよつと

○綱島正興君 提案者は、国会の御決定通りに従うのはもちろんでございます。

れぞれそれに基づいて提案者はいろいろ検討することと思ひますから、本日はこれで一応散会をせられて、明日午後一時から再び委員会を開かれるようにお願いいたします。

○佐伯委員長 御異議ありませんか。

○佐伯委員長 御異議ありませんか。

○佐伯委員長 御異議ありませんか。

○佐伯委員長 御異議ありませんか。

○佐伯委員長 御異議ありませんか。

○佐伯委員長 御異議ありませんか。

昭和二十八年七月三日印刷

昭和二十八年七月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局